

佐久穂町遠隔地タクシー事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、佐久穂町ふれあいタクシー事業（以下「乗合タクシー」という。）の運行区域外に居住する者が、タクシーを利用して外出する際の料金の一部を助成することによって、生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この助成の対象者は、町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記録されている者であつて、乗合タクシー運行区域外に居住している者（福祉タクシー利用登録者を除く。）とする。

(利用者証及び利用券の発行)

第3条 町長は、佐久穂町遠隔地タクシー利用資格申請書（様式第1号）による申請があつたときは、審査の上、前条の規定に該当すると認めた者（以下「利用者」という。）に対し、佐久穂町遠隔地タクシー利用者証（様式第2号。以下「利用者証」という。）を発行し、併せて、佐久穂町遠隔地タクシー利用券（様式第3号。以下「利用券」という。）を交付するものとする。

(利用券の交付及び助成額)

第4条 利用者1人につき年間96枚を限度として利用券を交付する。

- 2 利用券1枚につき、利用者の登録住所等から最寄りの乗合タクシー運行区域（公民館等）までの距離に相当する運賃の額を助成するものとする。
- 3 利用券は、乗合タクシー運行日のみ利用可能とする。
- 4 利用券の有効期間は、利用券交付の日から当該会計年度が終了する日までとする。
- 5 利用券は、いかなる場合も再交付しない。

(契約事業所)

第5条 この事業で助成することができるタクシー料金は、町と遠隔地タクシー事業に係る契約を締結した事業所（以下「契約事業所」）のタクシーを利用した場合に限る。

(利用方法及び助成金の支払)

第6条 利用者が遠隔地タクシーを利用するときは、乗務員に利用者証を提示し、1回につき利用券1枚を提出し、利用区間に相当する運賃から第4条に規定する1回の助成額を控除した額を契約事業所に支払うものとする。

- 2 契約事業所は、利用券に乗車年月日、乗車区間、契約事業所名、乗務員名を記入し、毎月15日までに、佐久穂町遠隔地タクシー利用状況報告書兼請求内訳書（様式第4号）に前月分の使用済利用券を添えて、助成金を請求するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による請求があつたときは、審査のうえ受理した日から速やかに助成金を支払うものとする。

(資格の消滅)

第7条 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その日をもって利用者の資格を失うものとする。

- (1) 第2条の対象要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用者が死亡したとき。
- (3) 前2号のほか、遠隔地タクシー助成をする必要がないと町長が利用資格の取消をした

とき。

(返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者があるときは、その者に係る認定の取消しをし、当該助成した額に相当する額を返還させるものとする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。